

5. 200 マイル漁業水域とマグロ漁業——関係沿岸国との漁業協議の経緯等 について——

志 村 正 二 郎 (日本鯉鯨漁業協同組合連合会)

関係沿岸諸国と漁業交渉を行っているが、その結果は日々刻々と変っている。そこで、昭和53年3月8日現在の主要関係沿岸国との漁業協議の経緯等について次に述べる。

I. 米 州

1. カナダ

(1) 漁業交渉：昭和53年1月23日～28日、東京、2月8日～9日、バンクーバーで行われた。未解決問題は外交ルートで折衝中である(53年はクロマグロ180トン、クロマグロの混獲は10%で、日本がこれを認めれば許可書を出すとのことであるが、日本は修正を求めている)。

(2) 入漁料：総トン数1トン当り、年間、1.00カナダドル(約200円)。域内滞在1日当り総トン数1トン当り8カナダセント。

(3) オブザーバーの乗船：1人1日当り約125カナダドルを日本側が負担する。

(4) その他 2月の許可取得は5隻だが、入域は零であり、3月の許可取得は零である。

2. アメリカ

(1) 漁業許可申請：大西洋では71隻が水産庁へ提出。太平洋は2～3ヶ月遅れる見込みである。

(2) 入漁料：1総トン当り1アメリカドル。

(3) 入漁条件：カジキ、サメ類の漁獲は大西洋では禁止、太平洋については交渉中である。出入域通報、信号符字の表示を行うこと。オブザーバーの乗船が予定されている(費用は日本側が負担、1人2ヶ月で約4,000ドル程度)。

3. ペルー

(1) 漁業交渉：日本からの大型ミッションの申し入れ事項(入漁料の減額、期間延長、雑魚・小型魚の陸揚、燃油の値下げ等)について、漁業国高官の来日(3月27日)をまって協議の予定である。

4. メキシコ

(1) 漁業交渉：訓練船を供与。国務大臣が来日。今迄は合弁でなければ駄目ということであったが、今回は柔軟な態度をとっている。

II. 大 洋 州

1. オーストラリア 日本とは最優先で交渉。

(1) 漁業協定交渉：昭和53年4月以降に予定されている。鈴木前農林大臣が2月14日～19日、23日～24日に訪問した。

(2) 漁業協力関係：ミナミマグロ買付事業、買付量は100トン、オーストラリア産アジの餌料試験、研修生の受入れ等を行っている。

2. ニュージーランド

(1) 漁業協定交渉：農畜産品を輸入しなければ駄目であるとのことであり、状況打開のため、鈴木前農林大臣が2月20日～22日に同国を訪問した。両国の政治のトップクラスの問題である。4月1日迄に解決の見通しはなく、4月1日以降は撤退の見込みである。

3. ソロモン

(1) 200 マイル法：昭和53年1月1日から実施。

(2) 漁業協定交渉：3月上旬に調査団を派遣。

4. ギルバート

(1) 200 マイル法：我国との協定成立後発効の見込みである。

(2) 漁業協定交渉：昭和53年1月23日～28日に予備協議、そして、3月末までにギルバートで協議の予定である。日本が3億円支払えば日本1ヶ国で獲って良いとのことであるが、今後の交渉次第である。

(3) 入漁料：水揚金額のほぼ10%程度を要求している。

5. パプア ニューギニア

(1) 漁業協定交渉：昭和53年3月2日に予備協議を行った。4月1日～12月31日の間は暫定協定で、その後については再び協議する。

(2) 入漁条件：登録料、入漁料は一括して3.3億円。他に、登録料を船の長さ1m当り年間約1万円。

(3) その他：昭和53年3月20日～3月28日に政府間交渉が行われる予定である。

6. フランス(海外領土)

(1) 200 マイル法：昭和53年2月12日に公布。

(2) 漁業協定交渉：昭和53年3月以降の予定。暫定的に従来通りの入域を認める。仏領ポリネシアとは直接交渉せず、フランスと交渉するようにとのことである。

7. ミクロネシア

(1) 漁業協力関係：海外協力事業団よりカツオ専門家を派遣の予定である（1年間）。事前準備を昭和53年2月6日～3月6日に行った。

III. 印度洋

1. マルダイク

(1) 漁業協定交渉：昭和53年1月10日～14日に行われた。合弁事業による以外の入漁は認めないとの返書があった。目下、打開の道はひらけそうもない。

2. インドネシア

(1) 200 マイル法：第3次国連海洋法次期会期（3月25日から7、8週間）終了後、200 マイル宣言をする模様である。

(2) その他：日本とはバンダ海協定がある。

IV. ヨーロッパ

1. スペイン

(1) 200 マイル法：昭和53年2月9日に上院を通過、2月23日に公布、3月14日に施行の予定である。

(2) 漁業協定交渉：申し入れ中である。なお、協定成立までの間、暫定入域を認める様要請しているが、明確な解答はまだない。

2. ポルトガル

(1) 漁業協定交渉：昭和53年3月下旬の予定。予備交渉はすでに昭和52年11月24日、25日に実施している。昭和53年中は入漁料を徴収しない。昭和53年5月27日以降は協定のない国の漁船の入漁は認めない。

V. アフリカ

1. 南アフリカ連邦

(1) 漁業協定：昭和53年中の漁業許可について220隻

を申請したが、すべて許可済である。許可条件は、許可書保持義務（4月30日迄に許可書をもつこと）、許可料は1隻約10万円弱、月別漁獲報告を翌月5日迄に出すこと、昭和54年12月6日迄有効、である。

VI. その他

1. ソビエト連邦

(1) 漁業許可申請：日鯉連関係ではサメはえなわ3隻が3月上旬に申請した（全体枠は1,200トン、26隻）。カツオ釣りは3月上旬に希望船割当（5,600トン、249隻）を行ない、6月初旬に申請する。

(2) 入漁料：なし。ただし、漁獲報告の義務がある。また、違反すると罰金が非常に高くつくだろう。

今後のカツオ・マグロ漁業はどうなるか？

カツオ・マグロ類の6割が経済水域外で漁獲され、残りの4割が経済水域内で漁獲されている。入漁料の直接助成を政府に頼んでいる。

経営状態は上と下の差が大きいが、平均すれば赤字、黒字の割合はほぼ同じである。全国的にみれば悪い企業ではない。

経営状態を良くするために、赤字経営体に資金的な援助を行い、また、流通対策として漁業者の出資金で1万トン冷蔵庫を建設し、調整保管を行う。あるいは、地域（県鯉）でも直接、魚を地方に流すように進めている。日本人は魚離れの状態にあるが、学校給食などで缶詰を使ってもらい消費の拡大をはかる、円高の折、発展途上国に無償供与を行う、等実施しているが、さらに、マグロ漁業問題検討会（水産庁）で今後のマグロ漁業について検討が行われている。